

フードバンクの認証制度（案）

※R7年度実証事業、R8年度スタート

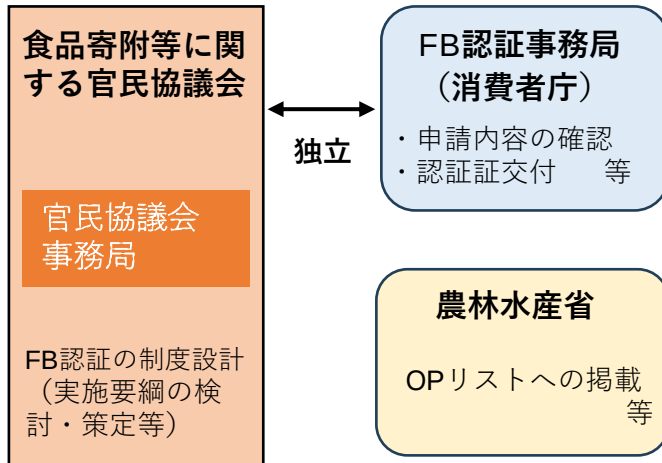
<目的>

一定の管理責任を果たすことができるフードバンクを認証することにより、食品寄附活動への社会的信頼を高め、企業等からフードバンクへの食品寄附活動の拡大につなげることを目的とする。

<概要>

- ① 希望するフードバンクが団体の情報を申告し、一定の手続きを経て「フードバンクオープンリスト（仮称）」（以下「OPリスト」という。）に掲載後、公表。
- ② ①の「OPリスト」に掲載されているフードバンクの申請に基づき、食品寄附ガイドラインに基づき作成された認証申請項目一覧表に則り、一定の管理責任を果たすことができるフードバンクを認証する（以下「認証制度」という。）。

認証制度のイメージ



<認証作業イメージ>

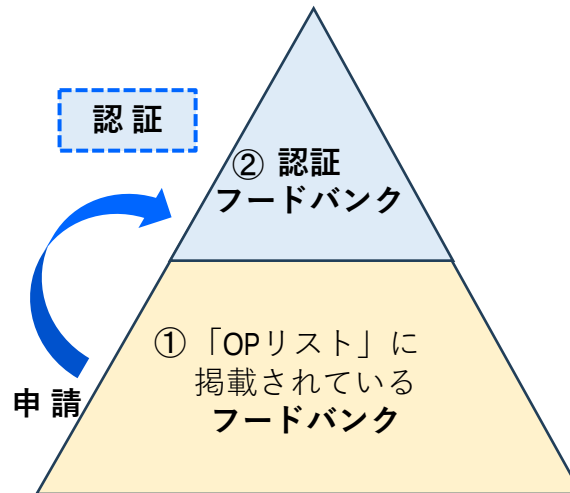


認証制度の具体的内容・手続

食品寄附ガイドラインに基づき作成された認証申請項目一覧表への回答を提出。内容・関係書類等の確認の上、ガイドラインに準拠する活動を行っているものを認証。

認証制度の前提となる自己申告

農林水産省の掲載規程に定める手続に則り、自己申告を行ったフードバンクをOPリストに掲載。



認証申請項目一覧表の主な項目

- 1. 運営管理上講ずべき措置に関する体制整備**
 - ① 提供食品情報（保存方法、期限表示、アレルギー等）把握
 - ② 情報の記録及び伝達（トレーサビリティ）
 - ③ 提供食品の転売等の禁止
 - ④ 提供食品に係る事故発生時における対応
 - ⑤ 提供食品の提供先及び譲渡先との合意等
- 2. 活動に必要な施設設備の保有**
- 3. 品質及び衛生管理上の措置に関する体制整備**
 - ① 提供食品の品質及び衛生管理（食品の保管、取扱い等）
 - ② 提供食品の期限表示等の表示の伝達・管理
 - ③ 食品の受取及び輸配送時における検品
 - ④ 施設設備の衛生管理
- 4. 提供食品による事故に備えた保険加入**